

埼玉県退職校長会 会報

題字・石田孝作
第163号
平成30年 4月

教員の働き方改革

埼玉県退職校長会副会長 多田清作



本年度から、県退職校長会副会長の大役をお受けすることになりました。宜しくお願ひします。

さて、退職校長会の情報が直接得られる方法にどのようなものがあるのかを改めて考えてみますと、先ず定期に発行される『会報』があります。「全連退会報」「県会報」「支部会報」「班会報」そして「ニュースレター」です。さらに、現在は、ホームページの導入によって、パソコンやタブレット、スマホなどから様々な情報も得られるようになりました。時代の変化への対応の必要性を強く感じ

ています。ところで、昨今、教員の「働き方」に関する改革論議が再燃しています。

かねてから、教員の「働き過ぎ」が問題となり、平成28年4月に文部科学省が公表した実態調査からも、学校現場の「時間外勤務」についての概念の希薄さが指摘されました。

昭和47年1月に施行された『教員の給与に関する特別措置法』（給特法）で、教員の基本給の4%を「教職調整額」とし、一律に支給し、残業についてはゼロとするとされ、さらに校長が命じることのできる「時間外勤務」は①生徒の実習②学校行事③職員会議④災害など緊急対応の4項目に限定されました。部活動指導や授業の準備などの事務作

- ① 巻頭言
- ② 理事会報告
- ③ いまを生きる
- ⑩ 定期総会案内
- ⑪ 一人一言
- ⑬ 長寿会員
- ⑭ 物故会員
- ⑮ 研究調査報告
- ⑯ 文芸

業は、全て教員の「自発的行動」とされています。

こうした問題を受けて、さらに議論を深め、平成29年6月、文科省は、中央教育審議会に特別部会を設置し、昨年12月にまとめた中間報告を行い、給特法の見直しに向けた

水墨画に魅せられて

比企支部長 小林 一 公



私は今年で退職後二十余年になり、今は後期高齢者の仲間入りをし、趣味を生かしながら気儘な生活を楽しんでいくところです。

私が二度目に転勤した中学校は、山間部の全校生徒が僅か九十名余りの小規模校でした。

議論も本格化させています。中間報告では、学校業務の役割分担について①学校以外が担う②教員が担う必要がない③負担軽減が可能、などそれぞれに計14の分担項目が設定されています。

要は、教員の長時間勤務の解消に向けて、カギを握るのは、地域を中心に学校外の人材の活用にあります。中教審では年内にも最終報告をまとめ、法改正につなげたいとしています。

新学期が始まり、一年生を担当することになって三か月余り経ったある日のこと、始業のベルに追われるように急いで教室へ行ったところ、教室中が騒然としていたので、入り口の近くにいた生徒に声をかけたところ、書道の時間のこともあって、一人の男子生徒が、女子生徒の半紙に墨で悪戯書きをしたとのことでした。

早々に騒ぎを鎮めて授業を始めましたが、思ったような

授業ができなかったように覚えていました。

授業終了後、関係の生徒から細かい事情を聴いて適切な指導はしたつもりでしたが、なかなか納得しそうななかったのも、教室に残っていた生徒を女子生徒の机の周りに集めて墨で汚された先ほどの半紙を机の上に広げさせて、半ば遊び心で汚れた墨の跡を生かしながら水墨画を描いたものでした。—今となっては何を描いたか思い出せませんが、すると、生徒から拍手と、驚きとも溜息ともつかないような声が発せられたように思いました。

このことがあって書道の時間の出来事は何のしりも残さず解決することができたようでした。

不思議なことに、この事があってから日常の生徒指導の面にも効果が現れたようでした。私は、この事をきっかけに、余暇を利用しては水墨画の練習を重ねた結果、全国規模の展示会に出品出来るまでの力をつけることができるようになり、今は水墨画を続ける機会を作ってくれた当時の生徒に感謝しながら、老後を充分に楽しんでいるところです。